

改正後	改正前
<p>料金表通則</p> <p>(端数の処理)</p> <p>6 この規程により計算した金額（第46条に基づいて計算される延滞金を除く。）に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(利用料金等の<u>支払方法</u>)</p> <p><u>7</u> システム利用契約者が、システム利用契約に基づき会社に支払うべき料金についての会社への支払方法は、システム利用契約者の申込みにより、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 料金回収代行業者を利用して、システム利用契約者の銀行指定口座から会社の銀行指定口座に振替える方法</p> <p>(2) システム利用契約者が、会社が別途通知する会社の銀行指定口座に振込を行う方法</p> <p><u>(地域指定による支払期限の延長)</u></p> <p><u>8</u> <u>会社は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由（以下「災害等」という。）により、第43条第3項に規定する期限までに同項に規定する支払ができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。</u></p>	<p>料金表通則</p> <p>(端数の処理)</p> <p>6 この規程により計算した金額（第44条に基づいて計算される延滞金を除く。）に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p><u>(利用料金等の支払期限)</u></p> <p><u>7 システム利用契約者は、利用料金等を会社が別に定める方法により、会社が指定する支払期限までに支払うものとする。</u></p> <p><u>なお、震災、風水害、火災その他の災害（災害の規模等を勘案しセンターが指定した災害をいう。）であつて相当な損害を受けた地域に事業所を有していたシステム利用契約者に係る利用料金等の支払期限については、災害が発生した日から当該災害による地域への影響の程度を勘案してセンターが別に定める日までに支払うものとする。</u></p> <p>(利用料金等の<u>支払方法等</u>)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>9 システム利用契約者は、前項に規定する期限の延長を受けようとするときは、災害等の発生後相当の期間内に、その理由を記載した申請書を提出しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(個別指定による支払期限の延長)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>10 会社は、災害等により、第43条第3項に規定する期限までに同項に規定する支払ができないと認める場合には、前2項の規定の適用がある場合を除き、システム利用契約者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。</u></p>	
<p><u>11 前項の申請は、災害等の発生後相当の期間内に、当該災害等の被災者であること又はやむを得ない理由があることを証する書類を添付して、その理由を記載した申請書を提出しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(利用料金等の返還等)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>12 システム利用契約者は、第45条に規定する返還を受けようとするときは、返還請求書を提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>13 通則7の規定にかかわらず、第45条第2号の規定により利用料金等を返還された者が、第44条の規定により延長された期限の末日までに利用料金等を支払うときは、通則7(2)に定める振込みの方法によるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(振込手数料の負担)</u></p>	
<p><u>14 第45条第1号の規定による返還並びに通則7(2)及び前項の規定による支払を行うために必要な振込手数料は、システム利用契約者が負担するものとする。</u></p>	<p>9 <u>システム利用契約者が、通則8(2)に規定する方法を行う場合に要する振込手数料については、システム利用契約者が負担するものとする。</u></p>
<p><u>15 第45条第2号の規定による返還を行うために必要な振込手数料は、会社が負担するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>